

群馬県災害派遣福祉チーム設置運営要領

(目的)

第1 この要領は、群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づく群馬県災害派遣福祉チーム（以下「福祉チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(チームの編成等)

第2 福祉チームの編成及び派遣調整等の後方支援を行うため、群馬県社会福祉協議会内に事務局を置く。

2 福祉チームは、別表1に掲げる者のうち当該業務経験が3年以上の者であって、所属する福祉施設、事業所又は医療機関等（以下「協力施設」という。）の長の承認及び協力施設等で構成される種別団体又は専門職能団体（以下「協力団体」という。）の推薦を受けた者により構成する。

3 事務局は、前項の推薦があった者を、その居住地又は勤務地を考慮し、別表2により、中毛、西毛、北毛及び東毛のブロック毎にチーム員として登録する。

4 災害発生時、事務局は、ブロック毎の登録者の中から災害の状況に応じて福祉チームを編成するとともに、その総括責任者を指名する。

5 福祉チームの活動に当たって必要となる資機材等については、事務局において整備する。

(チームの区分等)

第3 福祉チームは、以下に定める役割に応じて「先遣隊」及び「支援隊」に区分する。

(1) 先遣隊

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を判断すること。

イ 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の心身状態を把握し、必要に応じて福祉避難所や福祉施設等適切な支援に繋ぐこと。

ウ 避難者等の福祉的課題を整理し、行政、医療又は福祉施設等と連携した支援体制を構築すること。

(2) 支援隊

ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行うこと。

イ 避難所等において介護等の応急的な支援を行うこと。

ウ 避難所等の施設・環境面での福祉的な課題について、その解消に向けた調整を行うこと。

エ その他広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つための支援を行うこと。

2 福祉チームの構成、派遣期間等については別表3を基本とする。

(各団体の役割等)

第4 この要領における各団体等の役割は下記に定めるところによる。

(1) 群馬県

被害情報を収集し、被災市町村（現地災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行うとともに福祉チームの派遣の要否を判断し、必要に応じてチームの派遣を要請する。

(2) 群馬県社会福祉協議会

福祉チームの事務局として、福祉チームを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整等を行い、被災地に派遣された福祉チームの後方支援を行う。

(3) 協力団体及び協力施設

チーム員の派遣又は派遣調整を行う。

(派遣要請及び活動報告)

第5 基本協定第4条に基づく要請は、群馬県災害派遣福祉チーム派遣要請書（様式第1号。

以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

2 各福祉チームの総括責任者は、チームの活動が終了した場合は、その活動状況等について群馬県災害派遣福祉チーム活動報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により事務局に報告する。

(研修及び訓練等)

第6 事務局は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努める。

2 事務局は、県又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができる。

(費用負担等)

第7 福祉チームの運営及び活動等に関する費用については事務局が負担する。

2 事務局は基本協定第4条に基づき県から要請された福祉チームの派遣費用等については、別途定める基準により、県に請求することができる。

3 県は平時における福祉チームの研修、訓練その他チームの活動に必要な資機材の整備等に係る費用について、予算の範囲内で補助する。

(専門職相互の専門性の尊重)

第8 福祉チームに参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理及び勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(他の都道府県への派遣)

第9 福祉チームの他の都道府県への派遣に関する事項については、別途定める。

(補則)

第10 この要領の実施に関し必要な事項は、群馬県災害福祉支援ネットワークで協議の上、別途定める。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

別表1（第2関係）

区 分	名 称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、 ホームヘルパー、臨床心理士、児童心理士等
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援セン ター職員、心理担当職員等
その他	被災地の状況等により、県社協会長が特に必要と判断した者

別表2（第2関係）

区分	構 成 市 町 村
中毛 ブロック	前橋市、伊勢崎市、玉村町
西毛 ブロック	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、 甘楽町
北毛 ブロック	沼田市、渋川市、榛東村、吉岡町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
東毛 ブロック	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、 邑楽町

別表3（第3関係）

区 分	派遣時期	構成職種	派遣期間
先遣隊	発災後概ね3日以内	社会福祉士、介護支援専門員、事務 職等 ※災害状況等について、福祉支援の 必要性を大局的に判断できる者。	1～3日程度
支援隊	発災後概ね4日～原則 4週間以内	介護福祉士、精神保健福祉士、保育 士等 ※具体的な福祉支援ができる者。	5日程度